定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社ＡＶＩＬＥＮと称し、英文では、AVILEN Inc.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．講習会、セミナー、研修会等の企画、運営、管理及び実施
２．インターネットのウェブサイトの企画、制作、販売、運営及び管理
３．宣伝及び広告業
４．家庭教師の紹介及び仲介
５．プログラミングスクールの企画及び運営
６．不動産の賃貸、仲介及び管理
７．コンピュータシステム及びアプリケーションの企画、開発及び販売
８．各種データの収集、分析及び解析業務
９．統計数理に関する研究、調査及びそれらの情報提供
10．上記各号に関するコンサルティング業務
11．前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

（機関構成）

第５条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、２４，０００，０００株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議により市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿（以下「株主名簿等」という。）の作成ならびに備置きその他の株主名簿等に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第12条　当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招　集および招集権者）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故または支障があるときは、取締役会によって定めた順序によって、他の取締役がこれを招集する。

（議　長）

第14条　株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故または支障があるときは、取締役会によって定めた順序によって、他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）
第18条　株主総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、当該株主総会の日から１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章　　取締役、代表取締役および取締役会

（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は、３名以上とする。

（取締役の選任の方法）
第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
② 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第22条　当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。
② 当会社は、取締役会の決議によって、取締役相談役、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
③ 代表取締役は当会社を代表する。

（取締役会の招集権者および議長）
第23条　取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故または故障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）
第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議等の省略）

第26条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

②　取締役が取締役および監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第３６３条第２項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会に報告することを要しない。

（取締役会議事録）

第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第28条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任免除）

第30条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第５章　　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第31条　当会社の監査役は３名以上とする。

（監査役の選任）

第32条　監査役は株主総会の決議によって選任する。

②　当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

④　前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

（監査役会規程）
第38条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

（監査役の責任免除）
第40条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）
第41条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第42条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第44条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から同年１２月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当等）

第45条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

②　当会社は、取締役会の決議により毎年６月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

（配当金等の除斥期間）

第46条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過しても受領のないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

②　配当金には利息をつけない。

第８章　　附　　則

（定款に定めのない事項）

第47条　本定款に定めのない事項については、全て会社法その他の法令の定めるところによる。